

# 一般社団法人旭川歯科医師会

## 旭川歯科学院専門学校学校関係者評価委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人旭川歯科医師会立旭川歯科学院専門学校（以下「本校」という。）の教育活動および学校運営全般の改善を目的として外部人材を含めた評価を実施するため、旭川歯科学院専門学校学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる者5名以上の委員をもって組織する。

- 一 歯科教育分野に精通した歯科医師および高等教育機関の教職員等
- 二 産業界の動向に精通した者
- 三 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し広く高い見識を有する者
- 四 その他専門学校に関し、広く高い見識を有する者

### (委員の委嘱)

第3条 評価委員会の委員は、本校の校長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (評価事項)

第5条 評価委員会は、本校の自己評価に関する検証を行うとともに、次に掲げる事項について調査審議し、学校関係者評価を答申する。

- 一 本校の教育理念および教育目標に関する事項
- 二 教育活動に関する事項
- 三 社会との連携に関する事項
- 四 学校運営に関する事項
- 五 その他評価委員会が必要と認める事項

### (委員長)

第6条 評価委員会の委員長は委員の互選によるものとする。

2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の2分の1以上により決する。

### (改廃)

第8条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経て、会長はこれを総会に報告しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和元年5月23日から施行する。